

【越谷市介護支援ボランティア制度 概要】

〈実施概要〉

本制度は、市の指定施設における高齢者のボランティア活動に換金可能なポイント（上限5,000円）を付与するもので、高齢者の社会参加や介護予防を目的としています。

〈対象者〉 越谷市介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）

〈受入対象施設〉

・下記の市内高齢者施設または障害者施設のうち、市の指定を受けたもの

【高齢者施設】特別養護老人ホーム（地域密着型含む）・介護老人保健施設・有料老人ホーム・デイサービス（地域密着型、認知症対応型含む）・認知症高齢者グループホーム・サービス付き高齢者向け住宅・通所リハビリテーション・小規模多機能型居宅介護・養護老人ホーム・ケアハウス・短期入所生活介護

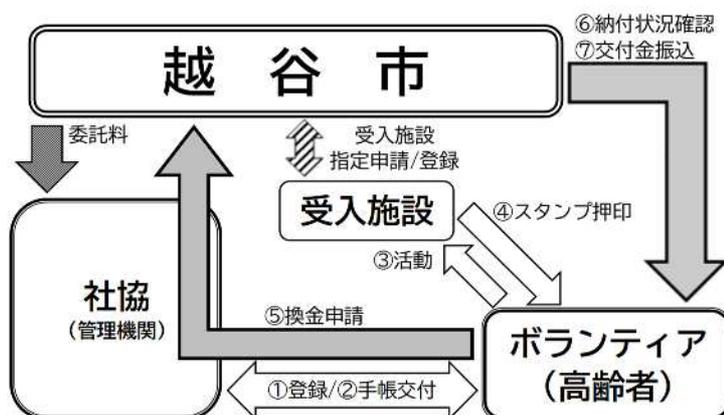
【障害者施設】自立訓練事業所・生活介護事業所・短期入所事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所・グループホーム（共同生活援助）・指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所・障害者支援施設・地域活動支援センター・生活ホーム・障害者福祉センター

・「ふらっと」がもう、「ふらっと」おおぶくろ（※市が管理する施設）

〈受入対象施設〉（ボランティア登録者向け）

①ボランティア登録	越谷市社会福祉協議会窓口にて、ボランティアへの登録を行います。
②手帳交付	ボランティア登録後、越谷市社会福祉協議会より手帳を交付します。
③活動実施	ボランティア登録者と施設で日程等を調整したのち、活動を実施します。
④スタンプ押印	施設職員が手帳にスタンプを押印します（1時間の活動でスタンプ1個）。
⑤換金申請	前年度に集めたスタンプの換金申請を行います。
⑥納付状況確認	越谷市にて換金申請者の介護保険料納付状況を確認します。
⑦交付金振込み	介護保険料の未納、滞納が無いことを確認したのち、交付金を振込みます。

〈制度スキーム〉



〈活動内容〉

①日々のレクリエーション
②囲碁、将棋等
③習字、生花、手芸等
④話し相手
⑤お茶出し、配膳、下膳等
⑥草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換等
⑦散歩、外出、館内移動の見守り補助
⑧模擬店等の手伝い
⑨行事、イベント等の芸能披露